

令和6年3月18日

令和5年度 練馬区防災会議（第2回）

1 開会

【練馬区長】

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところお集まり頂き、真に有難うございます。御出席の皆さんには、日頃から、災害に強いまちづくりをはじめとして、私どもの区政に多大なお力添えを頂いております。この場をお借りして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

能登半島地震の発生から2か月半が経過しました。あの時私は自宅に居りましたが、新年を迎えた途端の大地震発生を伝える緊迫したテレビ報道に接し、強い衝撃を受けました。首都直下地震は、何時発生してもおかしくないと言われて久しくなります。マグニチュード7規模の地震は、他人事ではありません。

真っ先に頭に浮かんだのは、桜台、富士見台などの木造住宅密集地域です。建物倒壊や延焼の危険性が高い、こうした地域が未だ区内に存在しております。既に密集事業に取り組んでおりますが、被災地の状況を見て、必ずこれを進めなければならないと、改めて固く決意いたしました。

これまで、密集事業がなかなか進まない状況に焦りを覚えておりました。なかには、昔ながらの街並みを破壊するのかと正面切って反対する人さえいらっしゃいます。皆様から納得をえられるよう、住民の皆さんと相談しながら、具体的に目に見える形で、早急に進めていかなければならなりません。当初予算案の想定を超えて、直ちに取り組むよう指示し、既に動き始めております。

「災害に強い安全なまちねりま」の実現は全ての行政の前提であり、原点であります。皆さんと一体となって、「攻めの防災」を積極果敢に推進していきたい。そう思っています。

本日は、「練馬区地域防災計画」の案を御審議頂きます。能登半島地震の教訓を踏まえ、防災・減災対策を強化しています。計画がより実効性の高いものとなるよう、忌憚のない御意見を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2 審議事項

【危機管理室長】

審議事項に入ります。練馬区地域防災計画 令和5年度修正（案）についてです。

前回の会議において、同計画の素案について議論いただきました。その後、パブリックコメントによりいただいた区民の方からのご意見と、元日に発生した令和6年能登半島地震を踏まえて、本日計画案をお示ししております。それでは、練馬区地域防災計画 令

和5年度修正（案）について、防災計画課長から説明いたします。

【防災計画課長】

資料をご覧ください。はじめに、1 区民意見反映制度による意見募集についてです。令和5年12月11日から令和6年1月15日までの間、パブリックコメントを実施しております。実施結果の概要につきましては、下表の通りです。意見数は全体で87件でした。また今回は、子どもからも意見を募集しており、中学校や小学校のタブレットから簡単に意見が投稿できるよう、ショートカットを貼るなどの工夫をしました。子どもの意見としては、5件いただいております。また、1月1日以降のご意見となりますが、能登半島地震に関するご意見ということで、3件いただいております。

資料右側をご覧ください。赤枠で計画に反映したご意見は3件とありますが、このうち2件が同じ趣旨の意見となりますので、その2件についてご紹介いたします。

1点目としまして、今回の地震を対岸の火事にとらえず、大災害時に備えるべきだというご意見をいただきました。そして2点目に、学校を通じて、保護者に防災訓練へ参加いただくよう促すべきだ、というご意見をいただきました。

いただいたこれらのご意見を踏まえ、計画に反映しています。とりわけ1点目の能登半島地震については大きな修正が必要と考えましたので、次項以降でご説明いたします。

2点目の保護者が防災訓練に参加すべきというご意見については、学校での防災学習の実施にあたり保護者の方へ参加を呼びかけるなど、次世代を担う児童生徒への防災教育を通じて地域全体の防災力の強化を目指す、という内容を追記しました。

この他、区民の皆様から寄せられた意見をいくつか抜粋してご説明をいたします。参考をご覧ください。

はじめに、いただいたご意見の趣旨を反映できないものからご説明します。3ページの11番をご覧ください。感震ブレーカーの設置を義務化してはどうかというご意見です。練馬区としては、防災まちづくり事業実施地区で、密集事業や区独自の防災まちづくりを進めている地域の木造住宅世帯や避難行動要支援者世帯への感震ブレーカーの貸与を予定しています。しかし、設置義務化には慎重な検討が必要であり、本来、国や都で対応すべきものだった趣旨でご回答をします。

続いて、7ページの25番をご覧ください。マンション居住者の方から、災害用簡易トイレや防臭袋の備蓄を区は呼びかけているが、助成制度があると良いのではないかとご意見です。区はこれまで、災害用簡易トイレは訓練やイベントで実物を配布し、家庭内備蓄の周知・啓発に力を入れてきました。また再来年度には、中高層住宅向けの防災ガイドブックを全戸配布する予定です。加えて、マンホールトイレの整備に関する補助制度の新設などについても順次行っていきたいと考えております。自助の備蓄については、区民の皆さんに行っていただくものという考えで、防災用品のあっせんを進めてまいりま

す。

続いて、能登半島地震に関するご意見についてご説明いたします。資料に戻りまして、2ページの4番をご覧ください。

先ほど説明した、能登半島地震を対岸の火事にとらえず、大地震に備えるべきだという趣旨のご意見です。こちらについては、後ほどご説明いたします。

続けて、18ページの66番と67番をご覧ください。能登半島地震を踏まえてのご意見です。

66番については、避難拠点の環境を良くしてはどうか、災害福祉チームのDWATを練馬区内で発足させてはいかがか、といったご意見です。避難拠点における良好な生活環境の確保ということを目指し、区は備蓄を充実します。さらに、保健師が避難拠点の巡回を行うスキームがあります。しかし、DWATについては、本来国が主導すべきことなので、DWATの発足は難しいと回答します。

67番につきましては、能登半島半島で学校の校庭で地割れ・崩落が起きたということで、校庭の使用ができないことも想定した避難拠点運営が必要ではないかというご意見です。こちらに関しては、各避難拠点で運営マニュアルを作成しており、発災後は学校ごとに状況が異なることが想定されますので、まずは学校の施設等を点検したうえで、避難拠点を開設するかどうか決めることとなります。マニュアルを踏まえた訓練を行っておりますので、そのような趣旨で回答します。

次に、2 令和6年能登半島地震等への対応に移ります。まず、(1) 攻めの防災を更に加速化です。能登半島地震を受けまして、木造住宅密集地域での火災対策や、建築物の倒壊対策、道路の確保や、避難拠点機能の充実などについて、区が防災まちづくりを推進している地区で、旧耐震基準の住宅の耐震化や、いわゆる2000年基準を満たさない木造住宅の耐震化を促進するといった内容を追記しております。また、避難拠点の機能の充実として、口腔ケア用品やボディシートなどの衛生用品の備蓄を充実させることを追記しました。先ほども申し上げたとおり、区としては避難拠点の良好な生活環境の確保を充実させます。

次に(2) 全国的な支援の取組や区の減災・防災対策を検証という項目についてです。1点目は、平成28年熊本地震以来、被災地派遣の制度が大きく変わりましたが、そちらの内容を反映できていませんでしたので、新たな派遣制度への対応、住家被害認定調査や災証明書発行に際し、経験のある職員が現地で求められることへの対応を記載しています。

2点目として情報伝達・広報の強化です。スターリンクの導入・活用などが今回の震災で取り上げられていました。区でも来年、移動系防災行政無線の実施計画を作っていく中で、スターリンクについても併せて検討していきます。また、被害概況調査の実施にあたり、ドローンの導入・活用がありました。練馬区では、ドローンの導入・活用のために防

災協定を締結しました。今後はドローンの操作研修などで職員の育成も行っていく考えです。

3点目に、物流・備蓄・輸送対策の強化です。先ほど申し上げました生活衛生用品の新規備蓄や、道路啓開計画の記載などを充実させました。

最後に区民生活の早期再建ということで、能登半島地震において損壊家屋等の公費解体への対応ということで、区の職員を派遣しました。そのような内容も新たに計画案へ盛り込んでいます。

次に3 その他です。(1) 帰宅困難者対策に関して、新たな協定締結についてです。先ほど申し上げたドローンの協定の他に、帰宅困難者対策の施設である民間一時滞在施設として、災害時に300人を受け入れていただくという協定を、ワーナーブラザーズスタジオツアー東京と締結しております。

(2) その他の法改正等への対応です。江古田川の洪水浸水想定区域の指定が変わったため、今後はハザードマップの見直しなどを行います。

ご説明は以上となります。

【危機管理室長】

今回机上に用意した地域防災計画の共-4から共-18 ページが修正の概要となっております。そして共-16 ページ、第4款に令和6年能登半島地震を踏まえた対応を追記しました。こちらは概要となりますので、火災対策や避難所対策といった個別の詳細については、本編に記載しています。

それでは、この計画案について、何かご意見や、ご質問等あれば、お願いいたします。

【委員】

ご説明ありがとうございます。

短期間の間に区民からのパブリックコメントも良いものを出されていて、すごく頼もしいなと思いました。

能登半島地震については、何度か被災地に行きました。り災証明書の発行がとても混雑していて、調査内容そのものをしっかり設計しないとかなり大変なことになりそうな状況でした。

奥能登の6市町を周って感じたことがあります。まず、非常に避難率が高いことです。

輪島市と珠洲市においては、元々ある町や村の中心市街地の半分以上が全壊もしくは大規模半壊で、非常に倒壊率が高く、避難所はあまり混雑していません。公的な避難所はどこも空きが目立ちます。縁故避難や公民館、すでに被災地を出ているなど、いわゆる小中学校などの公的な避難所を使っている人は、これまでの地震災害で経験したことがないほど少ないです。自主避難の方がかなり増えている気がします。公的な避難所の環境整備ももちろん大事ですが、東京で地震が発生した場合は特に、区境を超えて自主避難する

方がかなり多いと思います。加えて、一番困ったのが安否・所在の確認です。死者の数が確定しなかったのも、安否・所在が分からなかったからです。災害時、区民の避難情報どのように確認するのか。基本は区民から区へ何らかの方法を通じて一報入れていただくことになるとと思いますが、何十万という区民がいますから、安否の確定にもものすごく時間がかかると思います。

公費解体という話も出ましたが、公費解体をする場合は持ち主の承諾が必要になります。これもまた、安否が分からないと進めることができません。様々な復興事業をすすめるためにも、区民と災害後に連絡が取れるという体制が重要です。これができないと、復興事業を進めるにあたり、ものすごく時間がかかります。これだけ情報化が進んでいますので、なるべく早く安否・所在確認の方法を確立し、区民と合意形成をとれる状況にしておくこと、区民にも安否・所在確認を行うことで受けられるサービスがある、メリットがあると理解していただくことが重要とだ思います。

【防災計画課長】

能登半島地震では 1.5 次避難所や 2 次避難所などの、これまで取り沙汰されることのない対策も求められました。このような対策は、その後の支援に関わる重要な課題です。

安否・所在確認について東日本大震災では、国で避難者登録制度というものを立ち上げ、避難者の所在地を確認していたのですが、能登半島地震においてはそのような制度は国では立ち上げない、と回答しています。

能登半島地震では、石川県の被災者を安否・所在確認システムに登録するよう、各自治体へ通知がありました。各自治体が可能な支援を公表することはもとより、まずは石川県のシステムに登録をし、そこから石川県の担当を通じて情報発信するというシステムが提供されています。

遠方に避難されると、区内で情報配信をしても行き届かない可能性もありますので、区民と区のパイプを作り、適切な情報発信と情報収集、ひいてはその後の支援につなげられるようにすることが課題と認識しています。今回、石川県が使用している仕組みについては検証をしていく予定です。

また、安否情報の提供は、基本的に都道府県で作成したガイドラインに従って、市町村が行うこととなっています。能登半島地震を受けて、制度改正などの可能性もありますので、区としても注視してまいります。

【委員】

石川県と東京都では人口の規模が全く違いますので、東京都がやるから絶対大丈夫、とは思えません。奥能登の 6 市町あわせて、人口は 13 万人です。その規模であれだけの混乱が起きていますから、東京都と人口規模の違う地方の自治体と同じシステムでは上手くいかないと感じています。いざという時にシステムが作動しなかったでは困るため、区

が主導してシステムの確立をしていかないと区民に迷惑がかかると思います。

【防災計画課長】

人口規模は全く異なります。また今回の能登半島地震では、県と市で重複した業務を行い、二重行政となった事例がありました。東京都と区が独自でやっていく対策が混在します。とりわけ情報発信や区民生活を守るための制度設計などは区がやっていくべきものです。まずは、石川県の対策を参考にしていって考えです。

【危機管理室長】

そのほか、何かございますか。よろしいでしょうか。

ご意見については、今後も検証をしながら進めてまいります。

他にご意見がないようでしたら、練馬区地域防災計画 令和5年度修正（案）の内容について、ご了承いただいたということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

こちらをもちまして、練馬区地域防災計画 令和5年度修正を決定とさせていただきます。

3 その他

次に次第の3 その他に入ります。こちらで用意した案件は以上でございますが、皆様方から何かございますか。

それでは、以上で令和5年度第2回の練馬区防災会議を閉会します。